

令和5年9月12日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処
会 計 科 長 鈴 木 英 一

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	数量
給食業務部外委託請負役務	仕様書のとおり	式	1

(2) 履行場所 陸上自衛隊 白老駐屯地

(3) 契約期間 令和5年10月10日～令和6年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付の資格を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者

又「D」等級に格付けされた者は、同一献立を一度に（65）食以上提供する集団給食業務を1年間以上請け負った実績を証明できる者とし、契約担当官が認める者

(4) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(5) 別紙第2「入札関係書類提出要項」に示す事前提出書類を提出し、合格の通知を受けたもの。

(6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 陸上自衛隊白老駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。

(8) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。

3 契約条項を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処白老弾薬支処に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 入札説明会等

(1) 入札説明会は実施しない。

(2) 現場確認を希望する者は陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処会計科と調整されたい（希望日の5日前までに連絡されたい）。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 日時 令和5年9月26日(火) 11時00分～
- (2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会議室

6 落札決定方法

総額により決定する。予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、同額の場合は抽選とする。

なお、当該応札価格が予決令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、予決令第86条の調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

7 保証金等に関する事項

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者及び押印が判別し難い入札書
- (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵送等による入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- (5) 電話、電報及びFAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 契約書の作成(契約締結)

- (1) 全般
落札者が分任契約担当官から交付された契約書案に記名押印して分任契約担当官に提出し、分任契約担当官が記名押印して契約締結とする。
- (2) 契約書の作成(契約締結)時期
令和5年10月10日
- (3) 様式
陸上自衛隊標準契約書
- (4) 付帯する特約条項
ア 部分払に関する特約条項
イ 談合等の不正行為に関する特約条項
ウ 暴力団排除に関する特約条項

10 委託費の減額等

- (1) 本委託業務に係る改善指示
官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていない

ないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から前項に定める勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第1147号（27. 12. 2）」第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行なうものとする。

(2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生等により履行しない場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費
調理する食数誤り（喫食者に対する配食ができなかった場合に限る。）	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒等の発生により履行しなかった場合を除く。）	10%～20%×前号の減額分
食中毒の発生（食事への異物混入含む。）	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があつたにもかかわらず改善計画を提出しない、又は改善計画が遵守されない場合	3%～10%×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※ 割合は契約担当官等が設定する。

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合及び前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を破棄することとなった場合の、当該食材及び食材破棄にかかった費用を含むものとする。

11 本委託業務の引継ぎ

受託者は、令和6年4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎ

に関する申し出があった場合は、当該引継ぎが令和6年3月31日までに完了するよう協力しなければならない。

12 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

13 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 期日前入札（不在入札）

以下の要領によることで、第5項に示す日時・場所に不在であっても入札することができる。この場合、到着を確認した時点で応札したものとみなす。

ア 入札書の作成要領

入札書は、「給食業務部外委託請負役務」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。

イ 入札要領

(ア) 郵送又は託送の場合

a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を送付用の封筒等に入れ、郵送又は託送する。この際、配達証明ができるようにする。

b 送付先

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科

c 入札期限

令和5年9月25日（月）17時00分（必着）

d 到着の確認

発送した後、会計科担当者に期日前入札（不在入札）による応札である旨を、下記(6)の問い合わせ先に必ず電話連絡すること。

(イ) 持込の場合

a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科に持込する。

b 入札期限

令和5年9月26日（火）10時00分（必着）

(3) 再度入札

ア 期日前入札（不在入札）者がいない場合、直ちに実施する。

イ 期日前入札（不在入札）者がいる場合

(ア) 再度入札の実施日時

令和5年9月29日（金）11時30分

- (イ) 不在入札による場合の入札期限
 - a 郵送又は託送
令和5年9月28日(木) 17時00分(必着)
 - b 持込の場合
令和5年9月29日(火) 10時00分(必着)
- (ウ) その他の要領
初度の入札と同様
- (4) 「2(3)に示す資格を証する書類」に関し、本年度初めて当支処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあったものは、当該「写」を入札開始前までに提出する。また、郵送等による入札の場合も同様とする。
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。(7) 入札に関する問い合わせ先
 - ア 仕様等に関する事項
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 総務科糧食班(担当:府金)
電話 0144-82-2107(内線236)
 - イ 入札及び契約等に関する事項
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科(担当:給前)
電話 0144-82-2107(内線284)
- (6) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 白老駐屯地
 - (イ) 札幌駐屯地
 - (ウ) 真駒内駐屯地
 - (エ) 東千歳駐屯地
 - (オ) 島松駐屯地
 - イ 北海道補給処ホームページ
<https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (7) 公告掲示期間
令和5年9月12日~令和5年9月26日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

入札関係書類提出要項

本入札に参加する者は、下記の要領に基づき、事前に書類を提出されたい。

1 提出書類

(1) 資格審査結果通知書の写し

令和4年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付の資格を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者を示すもの

(2) 労働保険、厚生年金保険等の納入証明書

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料又は厚生年金保険料等の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出する。

(3) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

ア 実施態勢

(ア) 勤務予定表案、作業従事者等採用及び運用計画等並びに消耗品等

a 勤務予定表案（調理及び配食作業に必要と見積もった人員数を基に、任意の1か月分を作成すること。氏名の記載は不要）（属紙第1「勤務予定表案」の例参照）

(イ) 調理及び配食時における作業従事者等配置

b 従業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策（属紙第2「採用・運用計画等」の例参照）

(ウ) 管理態勢及び連絡態勢

c 受託者が準備する消耗品及び使用見積（衛生用消耗品含む）（属紙第3「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例参照）

(エ) 従業員の教育研修態勢

d （給食業務及び食器洗浄共通）仕様書に示す「配食人員の配置（基準）」又は「食器洗浄人員の配置（基準）」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明（属紙第4「配食（食器洗浄）人員の配置」の例参照）

イ 食品衛生管理

(ア) 衛生管理計画

(イ) 衛生事故への対応

ウ 入札年月日の前々年度以降における、同種契約における履行状況

(ア) 不履行内容（減額されたものも含む。様式随意）

(イ) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策（様式随意）

2 提出要領

(1) 提出期限

令和5年9月19日（月）17時00分（必着）

(2) 提出先

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科（担当：給前）

- (3) 提出方法
持参又は郵送若しくは託送

3 その他

- (1) 入札関係書類の確認に際しては、入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。
- (2) 入札参加資格に係る確認結果の通知
令和5年9月21日（木）までに電話、FAX又は電子メールにて通知する。